

論点に対する回答

令和6年2月27日

分野	定款認証及び公証人制度に関する制度の在り方
省庁名	法務省
【照会1】 以下の点に関するデータを御提供ください。 <ul style="list-style-type: none">大規模都市・中規模都市・小規模都市別の公証人の平均年間手数料収入額公証人の平均年間手数料収入額の内訳（定款認証、公正証書作成等の細目ごと）公証人法第8条に基づき公証業務を行う法務局支局10庁における令和3～5年度の公証事務ごと（定款認証、公正証書作成等の細目ごと）の取扱件数及び手数料額並びに法務局に対して囑託人から支払われた手数料の具体的な扱い。公証人の前職内訳（裁判官出身、検察官出身、弁護士、司法書士出身等）。	
【回答1】 公証人の令和4年の年間手数料収入額（公証人が負担している役場維持費等の必要経費を除く前の額）の平均は、以下のとおりです。 全国 約3,194万円 東京・大阪 約4,384万円 広島・宮城 約2,203万円 高知・秋田 約1,951万円 同年の公証人の平均年間手数料収入額の内訳は、以下のとおりです。 法律行為に係る公正証書 約55% 定款認証 約25% 公証人法第8条に基づき公証事務を取り扱っている法務局の支局における取扱件数及び手数料収入額（10庁の総計）は、以下のとおりです。 令和4年 年間手数料収入額 約644万円 法律行為に係る公正証書 119件、約391万円 定款認証 38件、約173万円	

令和3年 年間手数料収入額 約952万円

法律行為に係る公正証書 175件、約514万円

定款認証 68件、約340万円

なお、法務事務官が公証人法第8条の規定により職務を行う場合には、手数料は国の収入印紙を貼付する方法により納付されることから、国の歳入となります（公証人手数料令第7条参照）。

公証人の前職内訳は以下のとおりです（令和6年2月1日現在）。

法曹有資格者

判事 136名

検事 206名

弁護士 4名

その他 1名

法曹有資格者に準ずる者

法務事務官 124名

検察事務官 25名

裁判所書記官 7名

司法書士 3名

【照会2】

大規模都市・中規模都市・小規模都市別の公証人の平均年間支出額を提供されたい。

※ 回答1のように高知・秋田という形で支出額を記載した場合、公証人個人の収入開示につながるということであれば、大規模都市（東京および人口150万人以上の指定都市）、中規模都市（大規模都市以外の指定都市）、小規模都市（人口35万人以下の県庁所在地）における平均年間支出額を提供されたい。

【回答2】

公証人が負担している必要経費については、事業者の個人情報に関わるものであり、法務省において把握していません。

なお、公証人の平均年齢に相当する26年以上の経験年数を有する弁護士の経費率は、61%～68%との統計があります（弁護士白書2021年版）。

【照会 3】

スタートアップ向けに定款案を簡易、迅速に作成することを可能とするシステムないしアプリケーションである「モデル定款」を実現するため、法人設立ワンストップサービス内において定款作成・認証が完了する仕組みや、民間の定款作成支援サービス内において定款作成・認証が完了する仕組みとする必要があると考えられるが、そのような仕組みとすることについての貴省の考え及び実現時期について、理由とともに御回答願いたい。

【回答 3】

「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会」の取りまとめ（令和6年1月）において、現行の制度や実務運用で明確に位置付けられたものがない「モデル定款」について、位置付けを明確にしつつ、検討や枠組みの準備を進めることが必要とされました。その上で、まずは早期の実現可能性があるとの見方が多かったファストトラック案の早期の実現に向けて、「モデル定款」を作成するためのシステム等の内容や利用上の利便性等について具体的検討を進めるべきであることや、認証不要案について、課題の整理や制度の設計に関する検討等を具体的に進められるようにすべく、システム面等の課題について必要な調査検討を早期に進めることが求められていることから、この取りまとめに基づき、具体的な検討や必要な調査検討を早期に進めてまいります。

【照会 4】

定款認証業務について公証役場ごと、公証人ごとに細則が異なる（例：オンライン申請自体を認めない、登記との同時申請を認めない）との事業者の指摘があるが、その標準化・統一化を徹底するため、相談窓口の設置や利用者へのアンケートを行うなどして実態を把握した上で、法務省において、公証役場や公証人に対する所要の監督を行う必要があるのではないか。

【回答 4】

定款認証手続については、デジタル行財政改革中間とりまとめ（令和5年12月）等に基づき、令和6年3月からウェブ会議を原則とする取扱いを開始する予定としていますが、これに併せて、全国の公証役場・公証人においてウェブ会議やオンライン嘱託についての適切な事務取扱いがされるよう、監督・指導を徹底してまいります。

【照会 5】

- ・ 公証人に対する監督・指導の根拠となる規定は、公証人法第 74 条第 1 項、同第 76 条第 1 号によるものと解されるが、当該条項に基づく通達・事務連絡等を提供されたい。
- ・ 上記照会に記載したオンライン申請自体を認めないといった扱いや、面前確認を公証人本人が対応しないといった対応（令和 5 年 6 月 21 日に第 14 回スタートアップ・イノベーションワーキンググループ資料 2-1 参照）は、「公証人ノ不適當ニ取扱ヒタル職務」（同法第 76 条第 1 号）に該当すると考えるが、個々の公証人に注意を行ったことはあるか。また、今後個々の公証人に注意を行う予定はあるか。行う予定がないのであれば、その理由も併せて回答されたい。
- ・ 上記の公証人の対応は、「公証人職務上ノ義務ニ違反シタ」（同法第 79 条）として懲戒処分の対象ともなり得ると考えるが、これまで公証人の職務上の義務違反により懲戒処分がなされた例はあるか。それはどのような例か。上記の公証人の対応についても調査の上、懲戒の要否を検討する必要があると考えるが、調査を行った事実の有無及びその結果を回答されたい。調査を行っていない場合、その理由も併せて回答されたい。

【回答 5】

令和 6 年 3 月からウェブ会議を原則とする取扱いを開始するに当たり、法務省から、ウェブ会議を原則とする取扱いの実施、ウェブ会議を利用しない場合の利用者からの申告書の受領及び保管並びに監督法務局による検閲、ウェブ会議の利用状況のフォローアップ、不適切な事案についての利用者からの相談窓口の設置、調査・訓令・懲戒等の法務局の監督権限の適切な行使等を定める通達を発出することを検討しています。この通達に基づき、全国の公証役場・公証人において適切な事務取扱いがされるよう、監督・指導を徹底してまいります。

【照会 6】

定款認証及び商業登記の管轄（公証人法第 62 条の 2 及び商業登記法第 1 条の 3）について、オンライン申請やオンライン面談が可能となったことを踏まえ、オンラインで対応可能な業務については、地理的な管轄に係る規定を撤廃し、特定の法務局ないし公証役場に集約することが（最低限、オンラインに特化した公証役場等との選択的な管轄とすべき）24 時間営業などサ

サービスの向上や社会的コストの削減の観点から有用ではないか。

【回答6】

特定の法務局や公証役場への業務の集約化については、手続・相談を身近な拠点で対面で行うことについて一定の利用ニーズがあるという現状を踏まえると、身近な拠点を削減・縮小することとした場合のサービスの低下（例えば、オンラインのみで業務を行うことを前提に、特定の拠点に業務を集約化し、他の拠点を削除・縮小した場合には、手続・相談を身近な拠点で対面で行いたいというニーズに応えることができず、サービスが低下することになります。）や、身近な拠点を維持することとした場合のコストの増加等（例えば、オンラインと対面の双方の業務を併存させることを前提に、特定の拠点にオンラインの業務を集約化しつつ、身近な拠点で引き続き対面で手続・相談を行うことができる体制を維持した場合には、コストが増加することとなります。また、オンラインの手続と書面、対面での手続とで異なる管轄を設定する場合は、利用者に混乱を生じさせることにもなります。）が懸念され、有用とはいいがたいと考えられます。

なお、御指摘のオンライン手続のサービスの向上や、照会4のような各拠点における取扱いの適正化については、もちろん重要な課題であると考えており、こうした課題については鋭意検討を進めてまいります。

【照会7】

「実質的な公務員」とされる公証人が、手数料による収入を国の歳入ではなく、個人の所得とすることについて、歴史的・比較法的な経緯ではなく、現在の日本において正当化される実質的理由を回答願いたい。公証人を国家公務員とし、手数料等は国の歳入としつつ、人件費を含む必要な支出は国において予算措置を講じるべきではないか。

【回答7】

公証人は、その業務の性質上、国に任命される実質的な公務員としての側面を有する一方で、国から給与等の金銭的給付は受け取らず、公証事務により法的利益を享受する嘱託人から手数料を受け取ることで、その職務を遂行するために必要な諸経費等をまかっています。諸外国（フランス、ドイツ、イギリス、アメリカなど）においても、公証人は、国ごとに業務内容は様々ですが、国や州などの公的機関によって任命される一方で、個人事業主とし

て活動し、国等から給与を得ることなく、嘱託人から手数料を得るのが一般的であり、日本においても、明治時代にフランス法等を参考にして公証人制度を導入して以来、一貫してこうした制度を採用しています。

その実質的な理由については、公証人の国家からの独立性・中立性を確保することによって、公証人の公正な業務執行を制度的に担保する必要があることや、受益者である嘱託人に必要な費用負担をさせることが、国の財政負担の軽減などに資することによるものと考えられます。

公証人を国家公務員とすることについては、こうした点も踏まえ、公務員化により全国の公証役場をすべて国の責任と負担で運営する必要が生じることや、公証サービスの利用が嘱託人のみでなく国民一般にも利益となっているものといえるかどうか等を考慮の上、その必要性・相当性について慎重に検討する必要があります。

【照会 8】

回答 7 記載の「公証人の国家からの独立性・中立性を確保することによって、公証人の公正な業務執行を制度的に担保する必要がある」とする点について、公証人・公証業務が国家の利益と対立することは想定できないため、この点が手数料を公証人個人の所得とする理由となるとは考えられない。

また、「受益者である嘱託人に必要な費用負担をさせることが、国の財政負担の軽減などに資する」とする点について、嘱託人に手数料負担を求める理由としては理解できるが、その手数料を公証人個人の所得とする理由とはいえないと考える。

したがって、手数料を公証人個人の所得とする実質的理由がないのであれば、公証人を国家公務員とし、手数料等は国の歳入としつつ、人件費を含む必要な支出は国において予算措置を講じるべきではないか。

【回答 8】

予防司法を担う公証人の職責上、私人間の私的自治が及ぶ自律的な権利義務関係の形成に関するサービスや、結社の自由にも関わる法人設立に関する審査業務については、潜在的に国家との利害対立や干渉のおそれがあることから、公証人の国家からの独立性・中立性を十分に確保する必要があると考えられます。

また、高い責任意識・自主的管理の下での公正な業務執行や、独立採算制の下での自主的な役場運営を通じて、より良い公証サービスの提供に資する

ものと考えられます。

さらに、仮に公証人を国家公務員とし、全国の公証役場をすべて国の責任と負担で運営することとした場合、公証人及びスタッフ（書記等）の任免、給与、人事評価、研修、分限・懲戒及び保障、服務その他の人事関係業務や、公証役場の運営に係る予算、決算、会計、監査等の会計関係業務など、相当の業務が国の業務として新たに生じることになります。このように、公証人を国家公務員とするには単に予算措置を講じるだけでなく、これを担う相当の体制を整備しなければ実現しえないことを十分に考慮の上、慎重に検討する必要があります。

このほか、行政改革に係る政府方針との整合性も考慮する必要があります。平成17年に小泉内閣において示された「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）」において公証人の非公務員性が肯定的に評価されていることや、現在も、簡素で効率的な政府を実現すること（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第1条）は政府の重要課題であること等も踏まえ、慎重に検討する必要があります。

<参考>

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）（抄）

4（1）ア

③純減目標達成のための制度の見直し等

内閣官房を中心に以下の取組を行う。

（ア）（略）

（イ）非公務員によって公共的職務を執行する仕組み（公証人など）（中略）を幅広く検討し、導入する。

【照会9】

日本と同じく大陸法系の公証人制度を持つフランスにおいては、2015年8月6日に「経済の機会均等・経済活動・成長のための法律」（通称マクロン法）が制定され、公証人の開業規制の撤廃と公証人の手数料の自由化がなされている。また、韓国では、認可を受けた弁護士法人が公証業務を行うことが認められている。これらの他国の動向を踏まえ、日本の公証制度の見直しについて検討を行ったこと（又はその予定）はあるか。その理由・内容とともに御回答願いたい。

【回答 9】

当省においても、我が国の制度の検討に際して、諸外国の動向も参考にしており、御指摘のフランスにおける規制緩和の動きや韓国の公証認可合同法律事務所等についても承知しています。

ただし、例えば、御指摘のフランスの開業規制については、そもそも日本においては官職株を取得しないと公証人として開業することができないといった開業規制自体が存在しないなど、国によって制度や背景事情等が異なっているため、そのような相違にも留意して検討する必要があると認識しています。

【照会 10】

公証人の公募に弁護士が応募しやすいようにする観点からは、日本弁護士連合会が地区（東京、大阪・愛知、高裁所在地、高裁不所在地の別）ごとに、売上・所得の平均値及び中央値の統計データを公表していることに鑑み、実質的公務員である公証人については最低でも同様の統計データを公表すべきと考えるが、その可否について、理由とともに御回答願いたい。

【回答 10】

当省としては、公証人について多様で有為な人材を確保するという観点から、弁護士等の民間法律実務家からの応募を推進することは重要だと考えており、これまでも、法務省ホームページや弁護士会の会員向けホームページを通じて公募の周知に努めるなど、民間法律実務家からの応募を推進する取組を進めてきたところです。

公証人の公募に当たって、手数料収入額（売上額）等の情報を提供すべきかどうかについては、これらの額が、個人事業主である各公証人の事業上の個人情報であることに加え、公証人が公費を受けずに独立採算で各自の営業努力により事業を行っているという性質上、大幅に増減し得るものであり、公証人の応募を検討している者に何ら確保又は保障されているものではなく、応募者の誤解につながるおそれがあること等にも留意して、検討する必要があると考えています。